

大出区安全安心なまちづくり推進協議会規約

(設置)

第1条 大出区に、箕輪町が国際認証を取得しているセーフコミュニティの精神に基づき安全・安心なまちづくりのため、大出区安全安心なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 安全安心なまちづくりの実施計画策定に関すること。
- (2) 実施計画の推進、評価及び対策に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに必要な取組みに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱及び任命する委員で構成し、その運営は区民の絆のもと協働活動及び継続性を指針とし、触れ合いの場づくりと共助の基盤づくりに配慮するものとする。

2 協議会に、前条の任務に係る事項の調査、分析及び対策を推進するため、区長が委嘱及び任命する委員で構成する総務対策委員会、防災・減災対策委員会及びその他必要な対策委員会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

- 2 役職をもって充てられた委員の任期は、その役職にある期間とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長、事務局長及び事務局次長を置く。

- 2 会長は区長をもって充て、会務を総理して協議会を代表する。
- 3 副会長は区長代理をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 事務局長及び事務局次長は、協議会委員のうちから会長が指名し、庶務・会計を担当する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 第3条第2項に定める対策委員会は、協議会委員のうちから会長が指名する委員長が招集し、その会議結果を協議会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成30年11月19日から施行する。